

エコアクション21ガイドライン改訂検討に関する作業部会（第1回）

議事要旨（案）

日時： 平成28年5月30日（月）10：00～12：00

場所： TKPガーデンシティ渋谷 カンファレンスルームB

出席者（敬称略）：

・委員

八木裕之（座長）、倉阪秀史、後藤敏彦、竹ヶ原啓介、古田清人、森下研

・オブザーバー

一般財団法人持続性推進機構 安井至、小池秀子

・環境省

総合環境政策局環境経済課 奥山祐矢、齋藤英亜、永宮卓也

・事務局

プロファームジャパン株式会社 立川博巳、渡辺有子、関口久美子

※会議は非公開で行われた。

環境省総合環境政策局環境経済課 奥山祐矢課長より挨拶がなされた。

各出席委員より自己紹介が行われた。

座長として八木裕之氏が選出された。

議題：

1. 作業部会及び分科会の設置について

○事務局からエコアクション21ガイドライン改訂検討に関する作業部会（以下、作業部会）及び環境コミュニケーション促進分科会（以下、分科会）の設置要綱、委員構成及び設置目的等についての説明がなされた。

2. 平成28年度エコアクション21ガイドライン改訂に関する調査・検討業務の背景と目的について

○事務局から平成28年度エコアクション21ガイドライン改訂に関する調査・検討業務の背景と目的についての説明がなされた。

○現行版第4章については今後事務局で案文を作成し、作業部会に諮ることとされた。

○分科会では基本方針の確認後、第2回から環境経営レポート作成・活用マニュアル（以下、マニュア

ル) の検討・作成にとりかかることとされた。

- 全ての地域事務局と審査人に対して昨年度の検討結果を報告しており、6月末をめどに検討結果に対する意見を集めているので、地域事務局・審査人からの意見については8月の作業部会で共有できる予定であると報告された。

3. 現行版ガイドライン各章の改訂の基本的な方向性について

- 事務局から現行版ガイドライン各章の改訂の基本的な方向性についての説明がなされた。

4. 現行版ガイドライン第3章解説部分等のあり方について

- 事務局から現行版ガイドライン第3章解説部分等のあり方についての説明がなされた。
- ガイドライン自体の文章量を減らし、事例・推奨事項はガイドライン外とすることとされた。
- 中央事務局で審査・判定の基準等を含めた審査人向けの資料を準備することとされた。
- ガイドライン全体を通じて、公害防止・負荷削減ではなく環境経営推進・有効性の論調で改訂することとされた。特に、ガイドラインの序章・第1章でこの点を明確に打ち出すことが大事であるとの意見が出された。
- ガイドラインの文章は主語と述語を明確にし、端的に書くこととされた。
- ガイドライン内の解釈は、アドバイスではなく、要求事項に含まれる語句を敷衍するものとしてはどうかと提案された。
- ガイドライン外の事例は図等を用いて分かりやすく伝えることとされた。その際、例えば「EA21推進組織図」など固有名詞で書いてしまうと読み手には伝わらないので、その中身を記述するか例示することとされた。
- 「役割分担の明確化」には文書が必要になると考えられるので、要求事項または解釈に「文書化」と入れ、事例で例を提示する方がシンプルではないかと提案された。
- 事業者の既存の文章をなるべく活用し、新規に多く文書類を作成する必要がないよう工夫したいとの意見が出された。
- 事例を提示することで、画一化されてしまうというリスクはあるが、マニュアルの中でどのような工夫をするとどのようなメリットがあるかを示すことで対処することとされた。
- ガイドライン以外の各種文書については、基本的には地域事務局や審査人が読むが、熱心な事業者にも読んでもらいたいので、事業者にも分かりやすいように書くこととされた。
- 「組織の代表者による経営資源（人・モノ・カネ）の用意」について、これが露骨に出ると逆効果ではないか、既存の資源の使い方がうまくなったり、能力が上がったりすることで、より効率的に回ることが重要であるとの意見が出された。また、資源の確保を事業計画に組み込むよう事業者に示してはどうかと提案された。
- EA21の経営に対するメリットを担保するにあたり、審査人が事業者に有効性のあるアドバイスができるかどうかが重要であるとの意見が出された。審査人用の文書類を見直すことと合わせて、審査人資

- 格についても見直す必要があり、この作業部会から中央事務局に対して、審査人資格を見直すこと、有効なアドバイスができる者を認定すること等の提言を出してはどうかとの提案がなされた。
- 現行版の「環境への負荷の自己チェック」には項目としてCO₂や廃棄物があげられているが、ここに本業取組に関する項目も追加し、全体を統一的に「環境経営の自己チェック」と呼ぶことでイメージの変革を狙ってはどうか、経営の持続可能性推進のためのツールであるとPRしてはどうかと提案された。
 - 序章・第1章の環境経営推進に関する内容を承ける形で審査チェックリストの項目を見直し、環境と経営とのリンクを事業者に求めてはどうかとの提案がなされた。
 - 例えば「投入量と廃棄物量、そしてその比率をバランスシートで把握しているか」といった形式的な確認だけでなく、それが経営にどのように役立つか、そして現状からの改善に向けたアドバイスができる審査人を育てることが重要であるとの意見が出された。これに関連し、審査人の力量向上については、800人の審査人から40～50人を選んで教育し、地域に戻って周囲の審査人を教育してもらう計画であるとの情報が共有された。

5. 現行版ガイドライン冒頭～第1章部分のあり方について

- 事務局から現行版ガイドライン冒頭～第1章部分のあり方についての説明がなされた。
- 「取組意欲向上」についても、経営に役立つEA21という論調で示すこととされた。
- 目次のタイトルが全て「EA21」で始まっているので、中身が分かるタイトルに改めてはどうかと提案された。
- ガイドラインの冒頭に、リスクと機会、有効性、メリットとして入札加点・食品リサイクルなどについての言及することが提案された。
- 今回の議論を踏まえ、冒頭部分について事務局案を作成することとされた。

6. その他

- 次回の作業部会の日程が調整された。

以上